

加計高等学校活性化地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、広島県立加計高等学校（以下、「学校」という。）の活性化策を検討する「加計高等学校活性化地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 学校の活性化を図り、全校生徒数の増加を目的として、次の事項について検討協議する。

- (1) 各実施主体（学校・県教委・市（町）行政・地域）が行う活性化策の検討
- (2) 活性化策の実施に係る役割分担等の調整
- (3) 活性化策の進捗状況の把握と評価
- (4) その他学校の活性化のために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、校長、安芸太田町、安芸太田町教育委員会関係者及び学校関係者その他校長が必要と認める者とする。
- 3 前項に規定する委員のうち、校長以外の者については、校長が委嘱するものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができ、その意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 協議会の所掌事務を効率的かつ円滑に実施するために、実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議の設置及び構成員は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。